

操貨補機を駆動する電動機軸材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

操貨補機を駆動する電動機軸材に関する事項

改正理由

鋼船規則 H 編 2.4.11-1.において、操貨補機を含む重要用途の補機を駆動する電動機軸材については、鋼船規則 K 編の規定に適合したものでなければならない旨規定しており、材料試験の立会いを要求している。一方、同規則検査要領 D 編 D1.1.4 においては、操貨補機を駆動する原動機軸材について、材料試験の立会いの省略を認めている。

近年、操貨補機を駆動する電動機軸材においては、原動機軸材と同様に製造技術に関する信頼性が向上しているとともに、これまでに重大な損傷事例等も報告されていないことから、今般、原動機軸材と同様に材料試験の立会いが省略できるよう関連規定を改めた。

改正内容

操貨補機を駆動する電動機軸材について、材料試験の立会いを省略することができる旨改めた。